いう言葉からその祖先の「ポリテイア」――古代ギリシ

の都市国家制を連想するのは難しい。

かたや中世都市

mus)の衰退である。国家の目的は十七、

ては単なる安全・秩序維持のみでなく、

国家及び臣民

八世紀におい

倫理

服装や結婚式の出費規制を定めた細かな宗教・

済政策に関与していくポリツァイ事項、

どちらをとって

的の、

リツァイ条令、

かたや近世絶対主義君主のもとに経

## ベルクのポリツァイ概念

十九世紀初頭ドイツの国家目的論と権力分立論の一例

## ポリツァイという概念

イ(警察)は、このタイプの概念である。今日、警察とシステムの変遷の生き証人となることもある。ポリツァと混乱の種であるが、逆に法文化、共同体観、国家機構ばしばある。こうした概念は後世の史家にとって戸惑いアンスでは決して理解できない概念に出くわすことがしアンスでは決して理解できない概念に出くわすことがしアンスでは決して理解できない概念に出くわすことがし

も、現在の警察のイメージとは程遠い。

松

本

尚

子

八世紀後半の国家目的論における幸福説(Eudämonis-クネーマイヤーによれば、ポリツァイ概念縮小の鍵は十ろうか。ポリツァイ概念史の包括的叙述の先駆者である分野――への縮小はどのようなプロセスをたどったのだ近・現代の警察――危険防止を任務とする国家行政の一では、この広い中世・近世のポリツァイ概念から、では、この広い中世・近世のポリツァイ概念から、

って、「法治国家的な」国家観、即ち国家の目的を法的自由主義的傾向が現れてくる。そしてカントの法論によに、国家による個人の自由な領域への干渉を厭う、初期

福祉・幸福の積極的増進と考えられていた。それが徐々

由 動から極力隔離する国家観が形成されていくという。 比重の移動によって完成したということになろうか。 い 換えれば、 「の間の緊張関係が高まったことに端を発し、 ポリツァイの縮小は、 公的利益と個人の自 後者への

保護にのみ限定する国家観、

国家行政を個人の自由な活

政裁判所 ij ۲ 迫する危険を防止するために必要な措置をとることはポ るために、また公衆若しくはその成員としての個人に切 法(以下ALR)をあげてきた。 一〇条によれば、「公共の静穏、 ッツァ クスな概念史はまず一七九四年プロイセン一般ラント こうした縮小の過程の具体的な一里塚として、 イの任務である。」一八八二年プロイセン上級行 のクロイツベルク判決に引用されたことにより 安全及び秩序を維持す 同法第二部第一七章第 オー ソ

た

「裁判権」という段落に属し、 見られることを指摘した。更にプロイは、 ALRの他の随所にそれと整合しないポリ ポリツァイ裁判所の任務を示したものにすぎないこと、 キストから切り離されていく過程を追跡する。 のポリ って、ALRが近代的ポリツァイ概念の(忘れ去ら ァイ裁判権の意味でとられていたこの条文が、 幕開けであったとする見解は、 ツァイ定義を再検討したプロイは、 民事・ 修正を迫られた。 刑事裁判所と並 最初はポリ ツァイ概念 この条文が これ 徐々に ic Ì れ テ ッ が څہ

促したほうがよりよい善処が望める場合は別である。 「ポリツァイ権とは、国内における未来の、一般に脅威と 年に著した『ドイツ公法提要』である。 ない。ただし、脅威となっている災いに対して、 なり得る災いの阻止を配慮する最高権力の一部である。 のが、ゲッティンゲンの国法学者ピュッターが一七七〇 福祉の促進は、 一方、概念史において文献の中の一里塚として現れる 本来ポリツァイの配慮するところでは そこに日く 福祉

ば言及されてきた。 最後の但書を見落とした過大評価への批判もまたしばし ALRと同じくこの部分は非常によく引用されてきたが つまり、 Ľ ュッ ターは危険防止の任

をは

「ばんだのだという説明がなされてきた。

しかし、こ

フランス革命後の反動期が新し

いポリツァイ思想の貫徹

の見解に対

して後のポ

リツァ

イ概念史研究は、

根本的

念の幕開けとして紹介されてきた。そして、この条文が 脚光を浴びたこの条文は、その後自由主義的・近代的概

世紀近く「実務に顧みられなかった」ことに対しては、

問題を提示している。

ALR全体のコンテクストからこ

R が

「無視された」時代にすぎない。

どポ

リツァ

イ概念が意識的に論争された時代も珍しいの

ろうか。

むしろその反対である。

十九世紀初頭

Œ

本当にこの時代は

ぱポリ

ý

イ

論の空白期間だったのだ

ならないというのである。 术 せた機能は定義のそれを上回って余りあるという。ピュ に防止されるのであって、 いはその逆の効果 リツァイ概念の創始者」 Ą ์ り 実質的ポ リツァ 即ち福祉 イ権の範囲を見れば、 の評価をある程度修正せねば 実際彼がポリツァイに帰属さ によって最も効率的 「近代的

盟

る。

務を建前としてはいるのだが、

福祉の促進をポリツァ

イ

ら外してい

るわけ

ではない。

Ľ°

э.

ッ

ター

によれば、

災

ポポ

Þ

ない。 ある。 ある。先に上げたプロ(19) とするクネー ば十八世紀末で終わっている。 が多い――に比べて、文献レベルの研究は特に希薄で イ概念の縮小過程はもう少し時代を下って見る必要が ところが、 それも、 この二つの修正を受けいれるとすれば、 マイヤー 立法レベル―― ALR以降の時代への言及は意外に少 にとっては、 イの研究は、 ALRを「ハイライト」 圧倒的にプロ ALR解釈史を除け 十九世紀初頭はAL ィ セ ポ ン研究 リツ

1

となるグ げる論客の多くは、十九世紀初頭、 ることを疑うほどだった。」この記述の後に どこっけいなことに、 者があろうか。 である。 の人々である。 リツ それだけ論敵がいるのだから、 ァイ概念をめぐる大きな意見の相違を知 三月前期にモールは次のように述懐してい \_ ン ター ほとんど著者の数ほど異なった見解 その筆頭に見えるのが、 ハイン 何かしらまともな概念が提示 ij ッ Ł そして特にライン同 フ か オ なりの者は ン 本論 べ æ の 1 クであ テー らな ほ ル でき とん の が あ ぁ

## べ ルクをとりあげる意義

zistik) そして後の論客から多く引き合いに出され を精力的 最も深く て、 に の弟子であったベルクは、 Æ ポ リツァイ概念規定論争に能動的にも、 べ ル の伝統を受け継ぎつつ、 ル がベルクを筆頭にあげたのは偶然ではな に引用してポリツァイ概念論争の糸口を作 か か クは神聖ロ ゎ っ た。 1 つまり、 7 帝国末期 帝国公法学 彼以前 ライン同盟の政治的論 とライ の ポ (Reichspubliij ン 受動的にも 同盟 ッ ۲° 7 イ 一を通し ッ タ

お

くことも

争にも関わった。 ク 政治体制変動に概念も作用され得るかという問いに စ 言で言えば、 ル 生涯における政治的環境と著作傾向の変遷を記して クの著作は最適の資料である。 彼のこの両体制間の橋渡し的役割にある。 本論でベ ルクをテーマとする理 その限 りでは、 亩 べ は は ル

ツァ 域を越えることはなかった。 紀半ばに全盛を迎え、 立っている。 としての意義を見いだそうとする見解がある。 点在し始める 第二に、 イ学》 べ に対し、 無益ではあるま 彼が踏み込んだ分野は、 ル 《ポリツァ クは学問史的にも非常に興味深い位置 ポリツァイ法学の名前自体は点在 十九世紀を通じて終焉する イ法学》であった。 ν̈́ が、これに行政法学の前身 十八世紀半ば 同じ十八世 ポリ **≪**ポ ノツァ か B 0 ij に

では、 提供してくれる。 「法治国家的」ポリツァイの縮小は、 権力抑制機構論の二つの次元で進んでいくはずである。 由な活動から極力隔離する国家観であり、 る理解を見ることによっ ン ル はいかに関わったのか。 この二次元の縮小過程に、 な の ク n てるも ネ ١ 「隔離の手段としての権力分立論につな クの間 みに限定する国家観、 継受の程度を明らかにせねばならない。 Ī べ 7 のを眺めてみると、 ル ィ にはカントの「哲学革命」が クの ヤー に従えば、 《ポリツァ まず第一 て、 ベルクはここでも有意義 もう一つは国家行政を個人の自 学科としてのポ 一つは国 そこには二つの要素が の次元では、 イ法学》 彼の設定した具体的 の目的と任務 家の目的を法的 国家目的限定論と 、ある。 Ľ いがる。 ij 後者は具体的 ے۔ ッツァ 第二 べ ッ ル タ なポ に対 な例 イ法学 すると の ク 1 あ 次元 保 とべ の す 力 E

Ξ ン タ べ 1 ル ク の イ 生涯 ij (執筆 ッ ۲ 期間とそ フ 才 ン の べ 诗 ル ク の (Gün-

von Berg)

は、

一七六五年

に

南

西ドイ

法治国家理念との結び付きを強調する。(タ) 「行政法 の最初の総合的叙述」 とし、 ŧ 1 ル の 「実質的」 ter Heinrich グ

新し

いポ

ij

ý

イ

学との べ

中間(a 点<sup>13</sup>)

ル

クを位置付け

・ライ

ス

へは、

ル

ク

の主著 中

ポポ にべ

リツ

イ法便覧』

を

イ学の先駆的

研究者ハンス・マイヤー

は

「ユスティ

ź

ネンフェ

ル

スによっ

て形成された十八世紀

の古い

'n

イ学と、

÷

1

ル

の法治国家の基礎のうえに立っ

た ポ غ

ッ

7 イ

規制システム

いが明ら

かになるだろう。

翻

っ

て両者のキー

ワー

ľ

である

「法治国

家

観と言わ

ع ッ ティ うのも、 たベル の職業的縁は切れてしまうからである。 ルクにとって人生最初にして最大の転機であっ イツ中にほとんど迷信的なまでの賞賛を得ている.(ほ) 七九三年、二八歳にしてゲッティンゲ の親交であった。「 ンゲンに旅立ち、以後彼とヴュルテンベルク地方 クが間もなく得たのは、 その後間もなく彼は再び学究の道を求めてゲ 「帝国法最大の識者にして保護者」、 四〇歳年上のピュ ンにたどり着 た。 ッ ح タ

青年期のベルクは実務官僚 等族勢力が強いことで (Amtmann: Ober-すなわち 父は帝国等 ーという華 であ ティ ツラー ボ 知 著 制と公安維持』(一七九五)といった帝国公法学の分野 『皇帝フランツ二世の選挙協約』(一七九四)、『ドイツ国 『皇帝の帝室裁判所査察の起源と依拠法』(一七九三)、 地位を獲得している。 ۲ に属する著作が次々に出された。 ル لح クは、 イ Ŧ 『ポリツァイ法便覧』の出版が始まっ 1 ツ国法講座の後継者候補を見いだした。 ルに言わしめだこの国法学者は、 ۲° ュッ ターの後押しで翌年にはもう員外教授 既にゲッティンゲン到着の年から 一七九九年からは、 てい べ ル る かくしてべ クに早くも 主 の

amtmann, Kreisrat に並ぶ行政官吏の役職名)

族ナイッペルク男爵に仕える群長

やかな七十年代組の一歩手前の世代である。

た。

この家柄にふさわしく、

帝室裁判所での実務経験を終えた後、父に倣いナイッ

しかしこの奉公は これはおそらく

ぺ

ビンゲン大学で法学を学び、

ヴェッ

七九二年の男爵の死とともに終わる。 ク男爵の書記官として勤めている。 領内のテュー

のごくごく普通のルートをたどってい

る。

られる

の 北端

ルンに生まれた。

ĺ

テッ

フォ ィ シ ク王国

工 2.

ルバ ヴ ァ

ツノハ ゲ

サヴィ

\_

ッ

\_

ル

テンベル

とって至難のときではあった。 まうのである。 八〇三年、 しての生活にはまもなく影がさした。 実務の道に戻っ 学の親元、 教授生活は七年しか続かなかっ ハノーファー ハノーファー 占領と帝国崩壊のこの時期 たのである。 は 選帝侯国の司法顧問に任命さ ナポ 残念ながら、 が、 レオン軍に占領されてし た。 或い 任命の数年後 ゲ はそれ故に、 みは、 ティ 彼の実務家と ベル ン ゲン大 クに の れ

書評を量産した。

異なり、

この時期

のべ ル

クは大著の代わりに雑誌

え小

ゲッティ

ンゲン時代

٤

盛な執筆活動の時期でもあった。

アー、 他 い る<sup>[8</sup> ン 同盟』に掲載してい ライン同盟国法の代表的著者クリュ 八〇八年の単行本 ツァハ 帝国法に代わるテー リエへの書評をこの時代の主力雑誌『ライ 『ライン同盟規約解説論集』 7 は ライ ン 同盟規約 1 バ l ブ で ´ラウ ぁ の っ

玉 同盟会議公使、 知遇から同じく隣国オルデンブルクに招聘され、 のウィー 多忙ゆえに、 八四三年に没する一 クの本格的な政治家としての活躍が始まる。 ストファーレン王国の手に渡っ シャウムブル 一八一〇年、ハノーファー ン会議に当国使節として出席する。 この時期の著作はほとんどない。 上級控訴審裁判所長官の要職につき、 ク・リ 年 前 ッペに召し抱えられ、 には、 が たの 宰相に任命されてい フランスの傀儡政権 をき 0 か そこで得た 彼は隣 け 八一 iξ ۴ 四年 ż の小 べ ヴ ッ ル ェ

ij

一橋論叢

従って彼の実質的な執筆活動

は

ゲッ

ディ

ンゲン

かゝ

ぼゲッ

ティ

ゲン時代の

産物

で

あ

る

ーポ

IJ

ツァ

1

法

ĺ

ファー時代の二十年間に限られる。

そのうち、

IJ

治的には、

第一

の頂点は帝国末期に、

第二の頂点はライ

ここでべ

ル

クが相手にしたポ

ij

ý

ァ

イ E

定義 たなる

の数々を

ー滞在の後半期間

は

第二の

頂点であったと言える。

政 ァ 便 ほ 6

生の年

に生ま

ñ

たモ

1

ル

に

まで語り草

の

で

を彼の執筆活動

の第一の頂点とすれば、

ハノー

フ

従来にはなく、

彼以後もりあがる概念論争は

『便覧』

するもの ン同盟結成時代にあたる。 「あらゆる不毛な憶測を避けた」 であり、 そのスタイ 彼の著作 ル は 実証主義的なも 追悼文の文言ど はたい て いっ 実務 ر م で に関 あ

た

四

神聖

1

7

帝国

一末期

ポ ij

'n

7

イ

四

T

ポ

リツ

7

イ

の

定義

でに 転職している。この二つの試みを見ると、 集の第二章である。 にされている。 と思えてくる。 の特徴は「正確な」 ツァイ概念の数は、 クはゲッティンゲン大学教授からハノ ツァイ法便覧』の中で、 全七巻(一七九九~一八〇九) . ポ IJ ツァイ 第一巻第一編第一 概念をポ 槍玉にあがっ ポリツァイ概念設定への執念なのだ この間には五年 ゆうに二十を越える。 レ ポリツァイ概念は二度 ミーク化した著作は た「不適切な」 章と、 からなるベル の隔 第四巻の補足論 たり l べ ・ファ これ 先達者 ル が あり、 クの クの おそらく 官僚 ほどま テ 最 の ポ 大 7 ポ

ル

行為を国家の目的のため規定すること」(シュマル

ッ

の

が

全な福利への配慮」(ホイマン、ポリツァイ法)「臣民

自然国法)、「さまざまな生業を国家の意図に従い統治す

与える」もの

(クライトマイヤー、

国法)、「共同体の完

ある。

第一巻でベルクは、

これらの定義を三つに分ける。 リツァイ学)といった具合で

る」もの

ヘベッ

クマン、ポ

第一のグルー

プが厳格な明確性にかけるもの

(例えばク

概念を代表する、 がほぼ半分に当たる。 七点であり、 リツァイ関係学科を扱っている。 然法学 三)からゲンナーまで(一八〇四)約一世紀に渡るが、 は官房学、ポリツァイ学、 ンの七人である。 というような現象は見られない。 時代の幅はヘルティウス(一七〇 ある特定の学科が狭い ポリツァイ法学、

半分以上は一七八〇年以降のものである。学科について |の生命及び精神であり、 ァイ概念は学科を問わず実に多彩である。「いわ (哲学)と、新天地国家経済学を除いた全ての ポリツァイ法学の三点と合わせて実定法学 執政者にさまざまな規定権を 最も多いのは国法学の ポリツァ 国法学、自 ポ ば IJ ィ ポ

> あり、 Þ ン)である。 というわけで、 の (ホイマン、 ポ リツ ア ィ 全ての定義に不満なベル シュ の範囲と一致しないもの(ベック マルツ)、 第三がどこか クが試み に欠損 るポ が

観しておこう。

ベルクは地理的に神聖ローマ帝国

]の論者

ライトマイヤー)、

第二がポリツァイ

の対象が広すぎる

たちをあまねくカヴ

ァーしており、

最も多い

のはプ

u

1

そして許された手段を適用することにある。 国内における、 リツァイ定義は、 に対する障害と危険とを阻止するため、 未来の、 「公民(Staatsbürger) 般に害を及ぼす災いを予防し、 目的に適っ の安全と福祉 あるい は

阻止するよう最高権力が配慮することである。」

文字どおり引いてきたものである。 っている災いを国家から更に確実に遠ざけるという意図 い点でも、ベルクはピュッ あれば、 この定義の後半部分は、 福祉促進それ自体をポリツァイの付随的目的 ほとんどピュッターの定義を ターに倣っている。 福祉促進を排除し 脅威とな な

権力のいずれの分枝の対象でもあり得ない。」この指摘 いることはできず、 また強いてはならない。 従って国家 するコメントで、ベルクはピュッター以外の要素をひと

と見なすことができるというのである。

一

大

定義

に対

つだけ挿入している。

日く、

「幸福の積極的な促進

は

を不毛の議論と感じるド

定義を提案する。

それ

はポリツァ ライスは、

イ

でないものをあ

げ

べ の

違う手法のポ

ij

ッ

7

削(25)

と後世の法制史家に描写されてい

る。

n

は

相

いれなかった例」

「行政実務の必要によるカント

ح

こは短すぎるとかあそこは長すぎるとか」寸評する方法

つらう、

控除的・ネガティヴ手法の定義であった。

すな

わちポリ

ツァイとは、

「内務における裁判を含まない

執

IJ

ッツァ

的修正 論 囲をもつこと、 を挙げながら、 発表した批判記事であっ ン を取り入れたの に ところが、 拠って 一を施される。 で る<sup>22</sup> 第四巻の補論でこの 国家権力が強制を伴わな であ 間接的なが 原因は、 た。 ۴ バ 5 1 ・デン ポ カ ij ン の ッ ŀ ァイ定義 の 国家強制本質

採りいれる。

であり、

国内におい すなわち、

て

般に害を及ぼす災いを予防

った。

よって彼自身の新しい定義は同じく控除的手法·

「ポリツァイと

は

国家権

万

の

ネガ

ティヴなだけ」

だが、

他の定義より

な

の

で

あ

をベ

ル

クは

カン

ト派の法学者、

フ

1

フ

x

ラン

۲

とクラ

ィ

か

もしれない。

べ

ル

クに言わせれば、

۴

・ライ 有用

ス

の定義は、

こと」をなし得ることを主張する。 イ定義を「まるで体に合わない洋服のように、 ポリツァイが単なる防止を越えた作用範 ライスは豊富な実務 更に、 官僚ドライ い「多くの善 いくつも な全面 の の ス ポ 例 が ろで、 部

四一二、 第四巻 国家目的 の修正は、 ーポリツァ カント 主義的 イ目的 国 法論と実定 法 ٤ が

その他の分枝がその固有の目的からして作用しない

あまねく公民の安全と福祉を促進

阻止するよう一般的

配慮を行うのみでなく、

国家権

力

介入が正当化されたという。 見られる矛盾を指したものでもある。 tspolicey) と福 理に解釈されることによって、 らないはずなのに、 上保安ポリツァ ル クが設定したポリ たからである。 ィ 祉 が 福祉ポ 具体的叙述の蓋を開けてみると比重 (Wohlfahrtspolicey) ッァ ij 1 ッツァ 後者が安全目的 の活動の保安 実に多くの私的領域 イに優位しなけ というのは、 (Sicherhei-の の配 た めと 分に 理 ば な 論

学界の驚愕を尻目にあ 行権力の一部分であり、 範囲外で別の予防措置を講じるもの 実務家として得た経験が、 このようにバー デンの官僚ド っさりと受け入れ 人々のために教会及び官房事 潔い修正に弾みをつけた ライス が で られ Ĺ ある。」 かけ た た論 ح の 爭 間 の は 項 が全く逆だっ

た。

むしろベル

クは国家目的を二重構造に設定した。

第

福利追及を国家目的から潔癖に排除したわけではなか

とする見方のみである。

既に見たように、

最初から彼は

観

重国家目的は、

当時典型的でさえあった。(31)

第二に、ベルクの排除した要素は、国家の本質を強制

うか ポ だ リツ たったの ァ ィ だろうか。 法体系は、 カ 以前のそれとどれだけ違うのだろ ント主義の削除」 の後に残 0 た

は

では

そもそも、

べ

ル

クのカント継受はどの程度の

Ď

の

ŋ

「公の安全、 基準を設けていない。これをベルクは厳格な明確さに ける定義の一つとして軽く否定している。(38) ポ 務を安全に限定された」 ていたことが伺える。 も新しい。 は、第一巻でベルクが引用した十七の諸定義のなかで最 七九七年『法論』のポリツァイ概念定義である。 IJ 第一に、 ツァイ概念を論争的に取り上げたわけではなく、 カントの定義は、 (アレティン、ロテック)の求めたような「その任 実定法学者のベルクにも、 べ 安楽、 ル クが唯一直接カントを引用しているの 風紀への配慮」と定義して特に限界(タス) 決して三月前期の自由主義的国 ただし、 ポリツァイではない。 意識と影響とは別物であ カントが意識され カント カン は 法 れ は

> 軍配を上げるという例さえあった。 対照をなした故に当時よく引き合いに出された。 歩史観は、 に認めるカント派の哲学者ベックが、 てこれらの福祉促進は義務とさえなった。この段階的進(39) するにつれ、 立当時の国家目的は単なる保護であったが、 を拠り所にしている。 りにおいて、二つの目的は共存する。 って効果的に達せられることが判明し、 の )目的が 同じゲッティンゲン大学の歴史学者シュレッ 第一の目的が常に主であり第二の目的に優位する限 カントのアンチ幸福説的 「災いの阻止」、 富・繁殖・啓蒙という特殊目的が国家によ シュレッツァーによれば、 第二の目的が福祉促進 この構想にのった二 な国家目的限定と好 違う箇所でべ 以来国家にと レ 文化 ッ 自他共 国家成 7 が ッ ?発展 であ ル ク

ぎ な。 い。<sup>32</sup>, て、 論自体は全く変わりがないのである。(33) 祉を国家目的と見なすかという論争は言葉上の争 の崩壊を伴わずに遂行された。 この二重構造の助けを借りたベル 更にライン同盟時代に至っても、 そしてこの構造故に、 ベル 実際、 クの概念修正は国家 クの目には、 べ ル 『便覧』 クの国家目的 を通し どの福 い に過

179

簡単 率を問 法的問 イ学が そ の範囲そのものを正確 べ ポ に見落とされ ル 題 政治的 ij V ク ップァ を問う。 は学問とし 後者は限界を問う。 |問題を担当するのに対し、 イ学と意識的 いがちな 言い換えれ ての に示し、 ポ ポ ij に対照させて IJ ッ ば ý 7 7 日く、 その個 イ権 前者 イ 法 力 は (Policeyrecht) まさ いる。 セ íč ポ ポ リツ お の IJ に、 対象にお ッ い ァ 7 ポ てこそ、 限界が 1 イ ij 法は ッツァ の 効

子とし

目的遂行のための国家手段の全て

が

ポ

IJ

ッ

7

イ

権力に数

四一三、

権力分立

ポ

IJ

ý

7

ィ

権力

の限界

統治

権

い

べ

権

ポ

自由 律 明ら そ て、 性法 iċ n ょ 法的 に従えば、 の かにとても重要なことである。」 不必要な制限、 が定め、 て引か にどこまで許さ 1 帝国司 n たも ポ ij 法 ③既得権の不必要な犠牲 ッ ر ص 7 によって維持されるものである。 ではなく、 れるのかを探求し定める イ 本来の目的 単 この限界は帝国 に 逸脱 ? ②自然的 自然法と は ഗ は ポ 法 ij い

実質的」 確 ァ か イ にこの限界設定は、 権力の限界を越えている。 法治国家原則 に 0 基本的人権 なが る。 L の保護を柱 か ここに とした は

とポ

ij

ッ

7

ィ

権力とは、

決して二つの排他的

権力では

な 法 た

第四章

ポ

IJ,

ッ

7

ィ権力の司法権力へ

の関係につ

rs

て

行政 形式的」

の法律適合性」

の

受け

 $\Pi$ 

い。

更

に

司

法治国家原

則

即

ち三権分立 はな

を前

提 帝

ક 国

> 第 章 有権及 ポ ij ッツァ 75 固 イ 有 権力に鑑みた皇帝と帝| の 権 袔 15 つ 7 国等族の共

第三章 関係 ۲ ł ツ帝国 ŀΞ っ しっ 15 存 す る諸 ポ ij ý 7 イ権 艻 (の相)

互

なのである。 (35) てのポ ル IJ ッツァ で ク あ の Ď, リツァ 立法・司法から区別された行政権力 イ行政権、 ポ IJ ポ ッ ij イ ァ ツァ ٤ イ そしてポ いう考え方はここに露程もなく、 権力とは、 イ監査権力、 ij グファ 最 も ポ 裁判 狭 IJ い意味 ッ 権 ァ イ立法 の総体 の で 分 の

者が単数ではないことである。 えられている。 の権力者が、 それぞ 重要な れ の 多か は れ ح 少 帝国内で高権 の な ポ か ŋ n ッ 上述 イ 権力 をも の 29 権 の所 つ全 限 を 7 有

単位としたポリ ح の複数の ポ IJ ッツァ ッ イ ィ 権力相互 権力を所有するの 関係 の重要性 で ぁ は 具体

を見れば顕著である。 すなわち、

的なポリ

ツァ

イ権力限界を叙述した第

部第一

編

の構成

第

章

۴

イ

ッに

お

けるポ

リツ

7

ィ

権力の範囲

般

15

イ学者が好んで引用した「ポリツァ

イ執行の際には

関

係当局

が刑を下し、

犯罪を裁く際には法律が刑

がを下(38) と下す」

というモン

・テス 7

丰

2

1

のはなはだ不明瞭な区別と、

A L

R

の

ポ

ij

ッ

イ

裁判所の権限規定の引用に終わっている。

第五章 領邦 する関係について ポリ ý ァ イ 権力の領邦等族の諸権力 に対

む

立論 の 当時刑法学の分野で問題になっていた刑事犯罪と違警罪 拠した訴訟法上の問題に終始している。 可能性を求める。 の統 叙述内容も、 判所に上訴可能な、 は 意義を見いだそうとしているかの観さえある。 現状に対して、 のか 相違についても、ごく短い言及しかない。 の関係についての章も、 ピ はベルクにはほとんどでてこないのである。 過疎化につながる移住の阻止、 け 一、書籍販売監督などに帝国ポ ٦. かたは大きい。 ッ ターの弟子らしく、 帝室裁判所の ポリツァイ法律という分野に帝国 突如として組み入れられている司法権 領邦ポリツァイ事項についてである。(タチ) 帝国の一般統治権が狭く限ら その叙述の半分以上は帝室裁 「判決理由本」に全面的 べ ル ク 帝国関税・貨幣制 リツァイ権力活動 の帝国国制 抽象的な権力分 当時 例えば; への比重 例 ポ の ij えば、 に依 存在 n ツ 彼 の 度 た

> た。 配分に他ならなかった。 界規定とは、 力と同 クのような実定法から遊離した哲学者のみに可能 立法権と切り離して理解するのは、 とならないのである。 は、 に詳しく論ぜられている。つまりべ(3) 主どちらの懐に入るかという具体的問題 gerichtsbarkeit) によって違警罪に科せられる罰金刑が領邦等族 の ī 「帝国対領邦」や それが実務官僚にも ポリツァイ権力間 ろ アレベル 別 の 箇 この帝国内部 上の他の権力との権限紛争はほとんど問題 所 が で、 ポ べ 「領邦対等族」 等 の摩擦であり、 IJ ポ ル 可能になるの 族 ý リツァイ の諸身分間 クのいうポ 級領主 7 イ 裁判 裁 劉判権 ル 帝国存続時 権を司法権、 ・リツァ 権 の権力 のように違うレベ クが問題とするの あるポリ をもつ のほうが (Patrimonial-イ の 権 'n に ・領邦君 であ まし 力の はるか は ラ 7 それ ン イ 限 T ス

ル

## 五 帝国解消 とライ ン同盟

代以降のことである。(4)

は

ラ

1

ン 同盟時

五| ライ ・ン同盟・ ル

て神聖ロー 一八〇六年七月十二日 マ 、帝国の法律は「根こそぎ」効力を失った。(4) のライン同盟規約第二条によっ

消滅 援助 今ま 限 味した。 ツァイ事項の逸脱を訴追できる上訴審が消えたことを意 あってこそ安泰であった特権の数々を脅かされ、 て消え去っ は君主に吸収され のを強 は 名実共に己の国 で 頭 「既得権」 帝国直属の身分を失った旧 E つか たことにより、 る ナ ええて ポ レ Þ ていくのである。 の最高君主になった。 いっ オ ・た帝国 「自然的自由」 ン が 領邦君主は 目のうえ という上位概念が 帝国等族 のコ を根拠に領 ブだとし 外的 帝室裁判 ば ~瞬時 には軍事 そ 帝 邦 ても の権 国 所 にし ポ が ij Ø

た。

ル Ì

グ フ

大国 争は、 ぶ「改革派」 表者に別れた。 波及した。 体制変換から生まれた現君主と旧帝国等族との の君主の利益 主権概念をめぐる論争となっ 論陣 を名乗り、 前者はフランス中央集権の行政機構に学 は大雑把にいって、 の 代表者と、 神聖 p 旧等族 Ì 7 バ 帝国とライ て国法学の分野にも イエ の既得権利益 ルン のような ン 利益闘 同盟と 一の代

結ば

Ш

にも

故郷ヴ

э.

ル

テンベ

ル

クも参加している同盟法以外にな

っ

た

に べ

あ

後者は、 )連続性をことごとく断ち切ろうとする。 立 憲派」 帝国 という箍のはずれ を名乗り、 古きよき社会の た君主の 車 これに対して 存続 制 を主張 を糾弾

このような背景でのべ

ル

クの位置は特殊である。

ハ

1

部

論

規約に他ならなかっ 彼は唯一の外部者であった。 である。 同盟国法」の執筆者陣が に積極的に参加した。一八〇六年以降登場する「ライ の論客とは異な る 7 の彼方へ去っていってしまった。 れ か てい IJ かわらず、 1 1 ハノー に止 ì しかし同じくライン同盟から外れ ッ ぺ たプ フ まっ 7 の官僚になるまでライ フ ñ 7 口 1 べ は たべ イ ì べ ライ で たのである。 ル セ ル ル ン クにとっ ド は クは クは、 ライン同盟人であるのに対して、 ン 同盟に属 1 ライ 逆に言えば、 ッ フ ဉ် ラン てこの時代 八 一 一 隣国であり君主同盟 ン同盟法をめぐる議論 ス 国法を語るとすれ ï ン 同盟人で T フ に撃退され 年 ラン v たプ Ė な の 同盟人でな スの占領下 国法は同盟 シ か p っ は ャ てエ ィ た な ゥ から セ ム か ブ ば ル で ン

多く採用したプロイ イ法便覧』 第 から消 ポ ij ッツァ 編 えた。 のほとんども 五~七巻の イに関しても同じことが言える。 当然、 セ 上述 無効となった。 ン ポ は IJ ý の この ポ イ法令集 )時代 ij 'n の その代わりにライ 彼 でべ イ 法便覧 の ポ رار ーポ ij ク ッァ が IJ 第 最 ッ ィ 7 Ъ

ン同盟 イが語られる。 の政治問題に直接関係をもつかたちで、 主権論にリンクした高位・下位ポリツ ポ ホリツ ァ ァ

イ論である。

hohe Polizei ; niedere Polizei) 五一二、高位 · 下 位 の ポ IJ ッツァ 1 (la haute police/

ライン同盟規約二六条は、主権の内容を①立法権、

最高裁判権、③高位ポリツァイ、

④徴兵権、

⑤租税権と

る。

2

収を見込める具体的なポリツァイ権をめぐり、 しかし、 有の基本的な権利でない、領主権と封土権」を留保した。({st) 定めた。 ツンフト・商業監督権、 とは何かを明示しなかった。そこで、移住民の受け入れ、 この条文は旧等族に残された下位のポリツァイ 一方、二七条は旧帝国等族に対して「主権に固 営業許可証発行権など、 更に君主 利益徴

監督権と排他的ポリツァイ立法権を導き出した。後者の 得権として主張した。それに対して「改革派」は、(4) 法学者の説や、 釈に亀裂が生じたのである。 の監督権、 規約による旧等族の高権喪失を主張し、そこから君主の の実例を根拠に、 旧等族のポリツァイ立法権をめぐって規約解 同盟結成以前の君主と領邦等族間の協約 従来等族の手にあったポリツァイ 旧等族派は、 帝国時代の国 同盟 · を既

はできない……。

に出しても、

去の例から君主と旧等族との新しい関係を導きだすこと

それは単なる例であって実証ではない。

過

安全維持、 代表的論客ベールとブラウアー 危険防止に限定している。(45) は ポ IJ ッツァ i の 自的

開書簡の形で、 政ポリツァイ・司法ポリツァイの区分しか知らず、 時代の国学者の高位・下位ポリツァイの定義を引き合い ローマ ならない。(つまり、 安ポリツァイ(Öffentliche Sicherheitspolizei)にほ も彼らの国家高位ポリツァイとは、 スの言語慣習と国法に基づいて解釈するのは不可能であ のような法源論から始める。 一八〇八年、 フランス人は高位ポリツァイという概念以外には行 帝国の法を引きあいにだすのも適当でない。 この問題について意見を述べた。彼は次 ベルクはある旧等族派の論客にあてる公 法現実にそぐわない。)他方、 一方で、同盟規約をフラン ドイツのいわゆる公 しか 帝 神聖

派の過去の法への執着に向けられたと思われる。 ンス的ポリ ち切った後でベルクが頼れるものといえば、 この二つの法源批判は、 ツァイ 観への傾倒に、 一方で暗に 他方で明らかに 「改革派」 同盟唯 両者を 1旧等族 の フラ

断

権

服するというだけのことである。」

執行

は

の

み

れば、 政者 力によるのではなく、 を管理する。 はもはや領邦高権は残されないと見た。この前提に鑑 とではないが、 頼 'n 国法的法源であるライン同盟規約のみである。 ば (旧等族のこと) ルクは、 「旧等族は今までどおり自分の領域でポリツァイ 旧等族に従来の ただそれが、己自身の高権 君主に主権が与えられた以上、 ライン同盟規約の立法意図は「従来の執 を単 常に君主の監督権、 ポ なる土地所有者に変える」こ リツァイはもはや望 立法権、 (Hoheit) 旧等族に 上めなか 規約

(184)

っ に

由 る。

『便覧』 ポ に ながらポリ ij ッ にあった「ポリツァイ権力=最も狭 べ の図式はもはや通用しないのである。 ル イ権にとって重要なのは以下の二つである。 ク ý がここで認めた旧等族の高権喪失は、 7 イ権と統治権との分離につなが 57 ,意味 ベル での クは る。 部

> 覧 令の

強調することにおかれ 総体であり、 的領主、 ない領域、 中身を厳しく制限する。 である。また一方でベルクは旧等族派と異なり、 なのであるから、 (Verordnung) 命令制定権を留保する。 派のように排他的立法権にこだわらず、 な 君主のみが発案権をもつとする。こうした法律と命(48) での下位ポリツァイとは、 明確な区別は、 ここでベルクは君主派・ 「法的解釈」 領主裁判権をもつ地所つき貴族、 または新しい命令の公布に頼るべきところで 叙述の比重はそれぞれの「大きな差異」 に限っては、 を試 地方官庁によって定めてよいというの 『便覧』 てい(49) た。 みている。 国家の一般法が当該規則をもた 現行法の遂行を目的とする命令 にはまだ見られない。 旧等族派の権益闘争 単にポリツァイ行政行為 官吏、 その多元性が崩れて初 一方で、 采邑をうけた後天 旧等族に一定 べ 都市参事会 ル ク 命令 は ゕ でら自 **『便** 

六 お ゎ りに

念を、 帝 国 国家目的論と権力分立論の二つの次元から追って 末期とライ ン同盟を跨 いゝ ただべ ル クの ポ IJ ッ ァ

法権に服することによって、

大することになる。 行機関としてのポリ

下位ポリツァ

が君主の立

立法権の出所が単一化され

定する。

結果として、

統治権でも私権でもない、

公の執

ý 第二に、

ァイが、

旧等族の数だけ量的 1

に増

また返す刀で下位ポリ

ý

/アイ

権の私権としての行使も否

て、

上述のような議論が可能となったのである。

184

あることは象徴的である。

後者の論客ベックやロッ 同じ定義が権力範囲論の次元で広すぎると批判された。 から消極的・ 判したように、ベルクの最初の定義は国家目的論の次元 同時代の評価にも投射されている。 のである。 失による権力構造の単純化 任務の実質的内容を狭めることは決してなかった。 ス革命思想でもなく、 変化が見られる。 けを加えたもの |国家目的限定論は当初ベルクのポリツァイ概念に色付 権力分立に関するポリツァイ観には体制変換を機に この二つの次元の展開の相違は、ベルクへの 限定的にすぎると受けとめられた。 の この変化はモンテスキューでもフラン ベル 帝室裁判所消滅と旧等族の高権喪 ッが、 クの設定する広範なポリツァイ (体系化?) がもたらしたも 広い国家目的の設定者 一方でドライスが批 他方で、 一方

分析は今後の課題としたい。

1

後見的国家活動削除の程度は、 経済学者の担当になっていくようである。 か下火になり、 どるのだろう。 ではベルク以降、 ポリツァ 巨視的に見れば、 この二つの次元はどのような道をた イ の個々の任務の縮小は行政 未だ測り難 国家目的論争はいつし Ÿ 実際の福祉的 ポ ij ッァ

> 学との境界が未だ曖昧なこの時代、 れば、 れだけポリツァイ概念論争に影響するのだろうか。 この仕事は国法・行政法学者の担当である。 権力分立論は、 量権の未法制化領域を測りきれない 家型と行政裁判型国家型の二者択一に凝縮されていく。 イが縮小・ 百家争鳴のライン同盟時代がある。 法制化されたとしても、 権力構造の単純化を土台にして、 政治・ からである。 それに代わる行政裁 利益闘争は 経済学と国法 近視的 司法国 にみ そ の ど

きた。

その結果を概観すれ

ば次のようになろう。

カ

ント

思想の歴史的射程―」(成城大学経済研究第九四号一九八 ⑴」(早稲田政治経済学雑誌三|三号一九九三年)がある。 集三七巻三号(一九八六年)特に三一○頁以下の註二九)、 史研究序説(平和・ポリツァイ・憲法)(五)(北大法学論 和田卓朗「中世後期・近世におけるバイエルン・ラント法 Koselleck (Hg.), Geschichtliche Grundbegriffe. Bd. IV 木村周市朗「法治国家と『公共の福祉』―ドイツ法治国家 「Polizei の意味について」(一橋研究七巻三号一九八二年)、 1978, S. 875 ff. クネーマイヤーの紹介には、 ラートの任務: Knemeyer, "Polizei", in: O. Brunner/W. Conze/R 仲内英三「一八世紀プロイセン絶対王政下の ―訓令(Instruktion)分析を中心にて 今村哲也 ララン

- (∾) H. Hattenhauer (Hg.), Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794. Textausgabe, 1970
- (3) PrOVGE Bd. 9, S. 353 ff ; 行政法理論的立場に限定し 若干の理論的諸問題」(一)(法学論叢九六巻二号一九七四 た検討として、参照、芝池義一「ドイツ警察法論をめぐる
- (4) W. Rüfner, in: Jeserich/Pohl/Unruh (Hg.), Deut yer, a. a. O. [Anm.(1)], S. 891. sche Verwaltungsgeschichte. Bd. 2, 1983, S. 471; Kneme-
- (193) P. Preu, Polizeibegriff und Staatszwecklehre, 1983, S. 274 ff; プロイに至る諸説を紹介したものとして、参照 玉井克哉「法治国家の歴史的構造」(二)(国家学会雑誌一 〇三巻九・一〇号) 六二頁以下。
- (Φ) J. S. Pütter, Institutiones iuris publici Germanici, menta iuris publici Germanici, 4. Aufl., 1766, 8 517 ਪੁ ਲ ぼ同じ定義がみられるという。Preu, a. a. O., S. 184 Göttigen 1770, § 321; プロイによれば、既に四年前の Ele-
- (7) 古典的批判に E. Schmid, § 10 II 17 ALR und Polizeibegriff im Dritten Reich (Dissertation Berlin), 1939, S
- 8 Preu, a. a. O. [Anm. 5], S. 180 ff
- (Φ) H. Rosin, Der Begriff der Polizeı und der Umfang in Preußen, in: Verwaltungsarchiv Bd.3 (1895), S. des polizeilichen Verfügungs-und Verordnungsrechts

- (Neudr. 1964), S. 152-154. ndorf, Der Polizeigedanke des modernen Staats, 1918 S. 891 f; プロイセン以外の簡潔な描写として、K. Wolze [Anm. (4)], S. 890 ff; Knemeyer, a. a. O. [Anm. (1)] ußen von 1749-1842, 1962, S. 154 ff; Ders., a. 294 ff; W. Rüfner, Verwaltungsrechtsschutz in Pre
- (10) この時代を取り上げる少ない例として、Wolzendorf, a. a. O., S. 154 ff, W. Damkowski, Die Entstehung des chen Rechts in Deutschland. 2. Bd., 1992, S. 248 ff 見られる。最近ライン同盟時代の個々の論客を簡潔に紹介 代的な流れが考慮されていず、カテゴライズの貫徹に難 Verwaltungsbegriffs, 1969, S. 138 ff. 惜しむらくは、年 したものとして、M. Stolleis, Geschichte des öffentli-
- $\widehat{\mathrm{II}}$ bingen 1844, S. 11, Fn. 3. Grundsätzen des Rechtsstaates 1. Bd., 2. Aufl., R. v. Mohl, Die Polizeiwissenschaft nach den
- 12 13 Stolleis, a. a. O. [Anm. 10]., 1. Bd., 1988, S. 388 ff. Staats-und Verwaltungslehre, 2. Aufl., 1980, S. 207 ff; a. O. [Anm. 5], S. 258 ff; H. Maier, Die ältere deutsche 『ポリツァイ法便覧』に集中してきた。例えば、Preu, a ベルクに対する言及のほとんどは、 帝国時代の主著
- H. Maier, a. a. O., S. 207.
- 14 schaften von "Verwaltung" und "Verwaltungsrecht" S. 83 f; vgl. auch H. Mohnhaupt, Vorstufen der Wissen-Stolleis, a. a. O. [Anm. 10], 1. Bd., S. 389 f; 2. Bd.,

an der Universität Göttingen (1750-1830), in: E. V. Heyen u. a. (Hg.), Formation und Transformation des Verwaltungswissens in Frankreich und Deutschland (18./19. Jh.), 1989, S. 95.

- (5) 伝記資料としては、v. Merzdorf, in: Allgemeine Deutsche Biographie Bd. 2, S. 363 f; Neuer Nekrolog der Deutschen Jg. 21. (1843) が詳しい。両者とも著作について触れてはいるが、全著はカヴァーしていない。著作目録で比較的詳しいのは、J. J. Gradmann, Das gelehrte Schwaben, 1802; H. W. Rotermund, Das gelehrte Hannover, Bd. 1, 1823; 以上の、及びその他の資料は、W. Gorzny (Hg.), Deutscher biographischer Index, 1986, Nr. 84, S. 100-115 に収録されている。
- (4) Vgl. G. Kleinheyer / J. Schröder (Hg.), Deutsche Juristen aus fünf Jahrhunderten (UTB 578), 3. Aufl., 1989, S. 219.
- (17) 占領時代について、ベルクは書評の形で短い感想を述べている。そこで彼は、「ハノーファーに生まれた身ではないが」と断りつつ、反フランス、そしてイギリス・ハノーファーへの忠誠を強調している。Hannover unter den Franzosen、 in: Jenaische Allgemeine Literatur-Zeitung 1806, Nr. 75 匿名掲載。参照 K. Bulling, Die Rezensenten der Jenaische Allgemeine Literatur-Zeitung. Bd. 1, Weimar 1962.
- (2) Vgl. Bulling, a. a. O., Rezensentenregister.

- (2) Zu Brauer, in: Der Rheinische Bund, Bd. 9, Heft
   25, Supp 1/I (1808), S. 11-31; Zu K. S. Zachariä: ebd.,
   S. 31-36; zu J. L. Klüber: ebd., S. 36-52.
- ( $\Re$ ) G. H. v. Berg, Handbuch des Policeyrechts. 1. Theil, 2. Aufl, Hannover 1802, S. 5 ff.
- (a) A. a. O., S. 12.
- (22) ちなみに、似たようなポリツァイ任務の限定的理解は、決して多数派ではないが、学科の壁を越えて存在している。 たのクラインは一七九七年に、狭い意味のポリツァイを 「障害と諸権利の濫用の除去」と設定している。哲学者ャ 可ブはポリツァイ立法の作用範囲を諸権利の保安に限定し ている。経済学者F・B・ヴェーバーの『体系的国家経済 便覧』は、ベルクのポリツァイ定義に全面的に依拠してい る。面白いことに三者ともプロイセン国民である。E. F. Klein, Grundsätze der natürlichen Rechtswissenschaft, 1797, 8 521 f; L. W. Jakob, Philosophische Rechtslehre, 2. Aufl., Halle 1802, 8 675; F. B. Weber, Systematisches Handbuch der Staatswirtschaft. 1. Bd., Berlin 1804, S. 65 f.
- (3) K. W. L. F. Frhr. v. Drais, Wie fern läßt sich die Polizei definiren? In: Blätter für Polizei und Kultur Bd 2 (1803), S. 577 ff., bes. S. 589 f.
- (A) Berg, a. a. O. [Anm. (20)] 4. Theil, Hannover 1804, S. 8 ff., bes. S. 19.
- Preu, [Anm. (5)] S. 258; Stolleis, a. a. O. [Anm.

- (10)] Bd. I (1988), S. 390
- (名) 群しくは、参照、H. Maier, a. a. O. [Anm. (12)], S 210 ff; Preu, a. a. O., S. 260 ff.
- (\(\tilde{\pi}\)) I. Kant, Metaphysik der Sitten. 1. Theil: Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, 1797, § 49 B (W. Weischedels Ausgabe [stw 190], S. 445).
- (%) Berg, a. a. O. [Anm. (20)] 1. Theil, S. 4.
- ( $\Re$ ) A. L. Schlözer, Allgemeines Statsrecht und Statsverfassungslere, Göttingen 1793, S. 18.
- (第) J. S. Beck, Grundsätze der Gesetzgebung, Leipzig 1806, S. 401. (元) 風水は、L. Klüber, Staatsrecht des Rheinbundes, 1808, § 288; Anonym, Das Prinzip und der Umfang der
- 1808, § 288; Anonym, Das Prinzip und der Umfang der Polizei, Leipzig 1807, S. 4 f. (瓷) Berg, a. a. O. [Anm. (20)] 2. Theil, 2. Aufl., Hanno-
- ver 1082, S. 2, Fn.\*

  Note: 1082, S. 2, Fn.\*
- (云) Berg, a. a. O. [Anm. (20)], S. 18, S. 87 ff
- 両者とも司法権に属さないという共通点はあるが、後者で半から徐々に普及した行政裁判所とはまったく別物である。(35) A. a. O. S. 14 ff. このポリツァイ裁判権は一九世紀後

- こめる。単にボリツァイ法律の侵犯(違警罪)を除去し罰するため単にボリツァイ法律の侵犯(違警罪)を除去し罰するためは個人が公の機関に対する原告であるのに対して、前者は
- (%) A. a. O., S. 79 ff.
- (37) 「自然的自由」が帝室裁判所に訴訟事由として認めら(37)「自然的自由」が帝室裁判のに訴訟事項(法学協会雑/村上淳一訳「司法事項とポリツァイ事項」(法学協会雑ルる過程について、参照、村上淳一『近代法の形成』(岩
- (38) Berg, a. a. O. [Anm. (20)], S. 136; Montesquieu, De l'Esprit des lois (1747), Liv. 26. Cap. 24 三権分立論ではなく、この部分が引用されているのは、象徴的である。フィアハウスによれば、十八世紀後半にモンテスキューが歓迎されたのは制限君主制礼賛の部分であり、特に政治的、等族身分の立場から接点が見いだされたという。Vierhaus, Deutschland im 18. Jahrhundert, 1987, S. 23 f.
- (第) Berg, a. a. O. 4. Theil, S. 104 ff., bes. S. 145 ff.
- 4) J. S. Beck, a. a. O. [Anm. (30)], S. 389 ff; J. F. E. Lotz, Ueber den Begriff der Polizei und den Umfang der Staatspolizeigewalt, Hildburghausen 1807, S. 21 f; F. W. Emmermann, Die Staats-Polizei in Beziehung auf den Zweck des Staats und seine Behörden, Wiesbaden 1819, S. 87 ff.
- (4) E. R. Huber (Hg.), Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 1., 3. Aufl., 1978, S. 29.

- (2) Vgl. G. Schuck, Rheinlandpatriotismus und politische öffentlichkeit zwischen Aufklärung und Frühliberalismus, 1994, S. 230 ff. シュックは雑誌「ライン同盟」への執筆者陣の分析を中心に、変動期のダイナミズムと葛藤を見事に描いている。
- (3) 同条には更に「民事及び刑事裁判権の第一審と第二審、 森林事項に関する裁判権とポリツァイ権、狩猟・漁業・鉱 山・工場権、十分の一税、封建賦役権、保護権、その他類 旧のもの(et autres semblables)」と記されている。 Huber, a. a. O. [Anm.(41)], S. 32.
- (\(\precap{\precap{4}}\) Der Rheinische Bund, Bd. 2, 2. Aufl., 1808, S. 11 ff; S. 190 ff; S. 320 ff; S. 413 ff; Bd. 3, 2. Aufl., 1808, S. 200 ff; Bd. 4 (1807), S. 69 ff.
- (4) Der Rheinische Bund, Bd. 2, S. 66 ff; J. N. F

- Brauer, Beiträge zu einem Allgemeinen Staatsrecht der rheinischen Staaten, Karlsruhe 1807, S. 162 ff., bes. S. 166; W. J. Behr, Systematische Darstellung des rheinischen Bundes, Frankfurt a. M. 1808, S. 399 ff., S. 238.
- (4) Berg, Bemerkungen über die Grenzbestimmung zwischen hoher und niederer Polizei, An den Herrn Oberamtsrath Steiger zu Wolfegg, in: Der Rheinische Bund, Bd. 7 (1808), S. 47 ff.
- A. a. O., S. 62

<del>48</del> <del>47</del>

- A. a. O., S. 65.
- (4) Berg, a. a. O. [Anm. (20)] Theil 1, S. 120-126; Theil 4, S. 104-222.
- (一橋大学院博士課程・日本学術振興会特別研究員)